

第五条中「添付した」を「添付した」に、「附記」を「付記」に改め、同条第一号中「変更」の下に「(信託による特許権以外の権利についての変更を除く。)」を加える。

第二十四条第一項中「裁判所」を「裁判所書記官」に、「処分を制限し又はその制限を解除したときは」を「その処分の制限の裁判又はその制限の解除の裁判があつたときは、職権で」に、「添付して」を「添付して」に、「抹消」を「抹消」に改め、同条第二項中「裁判所は」を「裁判所書記官は職権で」に改める。

第二十五条中「裁判所」を「裁判所書記官」に改め、ときは「の下に」、職権で「を加え、添付して」を「添付して」に改める。

第四十三条第一号中「移転」の下に「又は信託による特許権についての変更」を加える。

第五十四条の見出し中「抹消」を「抹消」に改め、同条第一項中「第一審裁判所」の下に「の裁判所書記官」を、「ときは」の下に、「職権で」を加え、「裁判所書記官の」を削り、「添付して」を添付して「に」、抹消「を」抹消「に改める。

第五十六条及び第五十七条を次のように改める。

(信託の登録の申請方法)

第五十六条 特許権その他特許に関する権利の信託の登録は、受託者だけで申請することができる。(権利についての変更の登録の特例)

第五十七条 信託法(平成十八年法律第八十八号)第三条第三号に掲げる方法によつてされた信託による特許権その他特許に関する権利についての変更の登録は、受託者だけで申請することができる。

第五十八条の前の見出し中「申請」を「信託の登録の申請」に改め、同条第一項中「添付しなければ」を「添付しなければ」に改め、同項中第六号を第十一号とし、第三号から第五号までを五号ずつ繰り下げ、第二号を第三号とし、同号の次に次の四号を加える。

四 受益者代理人があるときは、その氏名又は名称及び住所又は居所

五 信託法第二百五十八條第三項に規定する受益証券発行信託であるときは、その旨

六 信託法第二百五十八條第一項の受益者の定めのない信託であるときは、その旨

七 公益信託二関スル法律(大正十一年法律第六十二号)第一条に規定する公益信託であるときは、その旨

第五十八条第一項第一号の次に次の一号を加える。

二 受益者の指定に関する条件又は受益者を定める方法の定めがあるときは、その定め

第五十八条第二項中「前項各号」を「第一項各号」に、「職権で」を「職権で」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の申請において、同項第二号から第六号までに掲げる事項のいずれかを記載した書面を添付したときは、同項第一号の受益者(同項第四号に掲げる事項を記載した場合にあつては、当該受益者代理人が代理する受益者に限る。)の氏名又は名称及び住所又は居所を記載した書面を添付することを要しない。

第六十条を次のように改める。

第六十条 信託の登録の申請は、信託に係る特許権についての移転若しくは変更又は信託に係る特許権以外の権利についての設定、移転若しくは変更の登録の申請と同時にしなければならない。

第六十一条第一項中「が移転」の下に「又は変更」を加え、抹消「を」抹消「申請」に、「の移転」を「に」についての移転又は変更「に」同一の申請書で申請しなければ」を「同時にしなければ」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 信託の登録の抹消は、受託者だけで申請することができる。

第六十二条の前の見出し中「更迭」を「変更」に改め、同条第一項中「更迭」を「変更」に、「添付しなければ」を「添付しなければ」に改め、同条第二項中「第五十条第二項」を「第八十六条第四項本文」に改める。

第六十三条中「審判」の下に「、法人の合併以外の理由による解散」を加え、「前条」を「前条第一項」に改め、又は他の受託者「を削り、同条後段を削り、同条に次の一項を加える。

2 受託者が二人以上ある場合において、その一部の受託者の任務が前項に規定する事由により終了したときは、前条第二項の登録は、他の受託者だけで申請することができる。

第六十四条から第六十七条までを次のように改める。

第六十四条 裁判所書記官は、受託者の解任の裁判があつたときは、又は信託管理人若しくは受益者代理人の選任若しくは解任の裁判があつたときは、職権で、遅滞なく、特許信託原簿の登録を特許庁に嘱託するものとする。

第六十五条 主務官庁は、受託者を解任したとき又は信託管理人若しくは受益者代理人を選任し、若しくは解任したときは、遅滞なく、特許信託原簿の登録を特許庁に嘱託するものとする。

第六十六条 裁判所書記官は、信託の変更を命ずる裁判があつたときは、職権で、遅滞なく、特許信託原簿の登録を特許庁に嘱託するものとする。

2 主務官庁は、信託の変更を命じたときは、遅滞なく、特許信託原簿の登録を特許庁に嘱託するものとする。

第六十七条 特許庁長官は、信託財産に属する特許権その他特許に関する権利について特許登録原簿に次に掲げる登録をするときは、職権で、特許信託原簿に登録しなければならぬ。

一 信託法第七十五条第一項又は第二項の規定による権利の移転の登録

二 信託法第八十六条第四項本文の規定による権利の変更の登録

三 受託者である登録名義人の氏名若しくは名称又は住所若しくは居所についての変更の登録又は更正の登録

第六十八条第一項を次のように改める。

第六十八条 前条から前条までに規定する場合を除き、第五十八条第一項各号に掲げる事項について変更があつたときは、受託者は、遅滞なく、その変更を証する書面を添付して、特許信託原簿の登録を申請しなければならない。

第六十八条の次に次の一条を加える。

(権利についての変更の登録の特例)

第六十八条の二 信託の併合又は分割により特許権その他特許に関する権利が一の信託の信託財産に属する財産から他の信託の信託財産に属する財産となつた場合における当該特許権その他特許に関する権利に係る当該一の信託についての信託の抹消及び当該他の信託についての信託の登録の申請は、信託の併合又は分割による特許権その他特許に関する権利についての変更の登録の申請と同時にしなければならない。信託の併合又は分割以外の事由により特許権その他特許に関する権利が一の信託の信託財産に属する財産から受託者を同一とする他の信託の信託財産に属する財産となつた場合も、同様とする。

2 信託財産に属する特許権その他特許に関する権利についてする次の表の上欄に掲げる場合における特許権その他特許に関する権利についての変更の登録(第五十七条の登録を除く。)については、同表の中欄に掲げる者を登録権利者とし、同表の下欄に掲げる者を登録義務者とする。

一 特許権その他特許に関する権利が固有財産に属する財産から信託財産に属する財産となつた場合	受益者(信託管理人がある場合にあつては、信託管理人。以下この表において同じ。)	受託者
二 特許権その他特許に関する権利が信託財産となつた場合	受託者	受益者
三 特許権その他特許に関する権利が一の信託の信託財産に属する財産から他の信託の信託財産に属する財産となつた場合	当該他の信託の受益者及び受託者	当該一の信託の受益者及び受託者